

許すな民商弾圧！ 守ろう納税者の権利！

倉敷民商弾圧事件への支援を強めよう！



支援集会で訴える小原淳・倉敷民商事務局長

5月31日、労働会館で倉敷民商弾圧事件の支援報告集会が開催され、民商や労組など幅広い団体から140名以上が参加しました。
まさに弾圧事件
弁護団の則武透弁護士が報告し、事件の特徴として、「襦屋（ねや）さんの法人税法違反・脱税ほう助をきっかけに、目的としては税理士法違反で民商に干渉する、まさに弾圧事件だ」と述べました。
また、4月17日に小原事務局長・須増（すます）事務局次長に出された有罪判決について、「小原事務局長らは税務ソフトに入出力したに過ぎず税務書類の作成には当たらず、税理士法という税理士による税務書類作成の独占は限定解釈され

今後裁判は続きます 署名・カンパにご協力を！
襦屋（ねや）さんの裁判は地裁でまだ争われており、6月12日に岡山地裁で証人尋問が行われます。小原・須増裁判は、控訴審が近々行われる予定で、高裁に向けて公正な判決を求める「新署名」もできあがりしました。
多数の署名を集め、事件の不当性を裁判所に伝えるとともに、カンパにもご協力をお願いいたします。

るべきだ」とし、小原・須増両氏の懲役10ヶ月・執行猶予3年の判決は不当判決だと述べました。さらに、「民商・全商連方針は自主記帳・自主計算・自主申告の方針だが、判決では会費を確定申告書の対価という判定をしておき、今後注意が必要」とも述べました。
弾圧を組織拡大ではね返したい
小原淳・倉敷民商事務局長は、「この攻撃は倉敷民商だけに向けられたものではない。弾圧を組織拡大ではね返したい。勝利のために力を貸してほしい」と訴えました。
その後、熱心な質疑応答がなされ、最後に太田義郎・愛商連会長が「所得税法56条のような戦前の非民主的な税法が、今もなお残っている。無罪判決を勝ち取るために力を尽くそう」とのあいさつで閉会しました。

★6月の行事日程です★

- | | | | |
|-----------------|-----------|--------|------|
| 6月8日(月) | 婦人部三役会 | 19:30~ | 事務所 |
| 6月9日(火) | 合同事務局会議 | 午前中 | 事務所 |
| 6月12日(金) | 婦人部役員会 | 19:30~ | 事務所 |
| 6月15日(月) | 拡大推進委員会 | 19:30~ | 事務所 |
| 6月17日(水) | 共済理事会 | 19:00~ | 事務所 |
| 6月20日(土)~21日(日) | 全商連地方別交流会 | | |
| | 横浜にて | | |
| 6月24日(水) | 消費税宣伝 | 16:00~ | 清水屋前 |
| 6月26日(金) | 財政部会 | 19:30~ | 事務所 |



暑い夏にはこれしかありません！

大好評発売中！

小豆島の



1.8kg

2,200円

毎月15日までの会費集金に、ご協力をお願いします。 会計 山崎 孝電